

小値賀町議会第2回定例会 (第6日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	浦	幸	郎
会	計	大	田	夫
総	務	中	川	也
住	民	吉	元	信
福	祉	植	村	彦
産	業	西	村	之
産	業	中	村	幸
産	業	永	井	宜
診	療	近	藤	進
教	育	田	川	信
農	業	尾	崎	三
委	員			
会	事			
務	務			
局	局			
長	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	會	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	會	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第2回定例会

平成27年6月23日（火曜日） 午後1時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 浦 英明議員 ・ 横山弘藏議員 ）
- 第 2 議案第47号 平成27年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第42号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第43号 小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第44号 小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第45号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第46号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第48号 平成27年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 発議第7号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書案
- 第10 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

追 加 議 事 日 程

- 第 1 議案第 47号 平成27年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）
に対する附帯決議案

午後 1 時 30 分開議

議長（立石隆教） こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番・浦 英明議員、6 番・横山弘藏議員を指名します。

日程第 2、議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、6 月 19 日の議事を続けます。

歳入歳出全般についてご質疑願います。 浦 議 員

5 番（浦 英明） 先日、養寿園に入っている人、こういう人たちには支給できるのかというふうな質問の中で、これは何か、できないのではないだろうかという答弁があったのではないかと思いますけど、確認のためにもう一度お尋ねをします。

議長（立石隆教） ただいまの分は、3 款、1 項、3 目の老人福祉費の中の、シルバーライフサポート給付金についてだと思いますから。

福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

特老に入っている方で、自分で申請の意思表示ができるかできないかという点で、できる方とできない方がいるかもしれませんが、特老に入っている方が必ずしも申請できないというわけではございません。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 具体的にもう少し説明してもらいたいですけども、例えばですよ、車椅子でしか行けないような方、そういった方には、身内が付いていくのか、あるいは施設の職員が付いていくのか。そういったことについても、もう少し具体的に説明を。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

代理申請については、まだはっきり決まったわけじゃないんですけども、その代理申請についてもですね、要綱等を整備しまして、どの程度まで代理申請ができるかっていうのは、今後検討していきたいと思っております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 同じ部分なんですけど、シルバーライフサポート給付金につ

いてですが、75歳と、そこで線を引いた理由をお願いいたします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

後期高齢保険加入者が75歳以上からということと、敬老祝金の受給者が75歳。それから介護保険の第1号被保険者の保険料で、所得段階層の第1段階の方がですね、一番多いのが75歳以上ということもありまして、75歳以上ということで年齢をさせていただいております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） どんな場合にでも75歳未満の人には給付しないということによろしいですか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 今のところそういうふうに考えております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） はい、ありがとうございます。5,000円という金額については、どういうところから5,000円としたのか、お教え願います。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

後期高齢者の保険料が、平成26年度から不均一保険料経過措置が終了しまして、保険料の増額があっております。この増額分が年間600円程度です。それと平成27年度、今年度から第6期の介護保険料事業計画で、第1段階保険料の増額が年間4,210円程度となっております。それを合わせますと4,810円となりますので、端数を整理しまして5,000円とさせていただいております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦議員

5番（浦英明） この件につきましては答弁したかと思えますけれども、私がちょっと覚えがないもんですから、この支給の開始はいつからするのか、そこについて。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

一応、支給時期というか、敬老祝金を支給するのと同時期に支給しようと考えております。

議長（立石隆教） 浦議員

5番（浦英明） 敬老祝金という言葉が出ましたけれども、そこはまあ言わなくてもよかったのかなと思いますけれども。この支給額、大体450人に5,000円を支給するという説明であったんですけども、この450名というのは、大体把握されていると思うんですけども、普通であれば451名とか2名とか3名とか、そういうぴしゃっとした数字が出てくると思うんですけども、450という

ことで、大体アバウトで出したのかなと思うんで、そこ辺りについて説明を。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

数字的には 450 ということで端数が丸まっておりますので、おおよその数と思ってもらって結構なんですけれども、一応、低年金者ということですので、先日もお答えしてはありますが、基準額を年金の満額よりも下の人ということでお答えしてはありますが、そういう基準額を下回る数が、昨年度の申告時期の年金受給者の数が 420 名ほどおりました。それと後期高齢者の軽減者数、9 割軽減とか 8.5 割軽減の方が 454 人程度いましたので、そういうところから約 450 人という数字を出しております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末 永 議 員

3 番（末永一朗） 申請が窓口になっているようでありますが、養寿園に介護 5 が 31 名、介護 4 が 29 名で計 60 名ばかりになっているんですけども、その 450 名の中にそういう方も入っているのでしょうか。お願いします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

当然、特老入所者の方も入っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、第 2 表『地方債補正』についてご質疑願います。

5 頁ですね。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

浦 議 員

5 番（浦 英明） 私は、賛成の立場で討論いたします。

歳入におきましては、防災行政無線移動デジタル化整備事業 8,000 万円、その負担金 1,620 万円の計 9,620 万円が町債で、地方債残高はこれによりまして合計 34 億 3,600 万円であります。26 年度見込み額が 32 億 2,280 万 4,000 円、これよりも 2 億 1,320 万円の増であります。償還見込み額がありますので、

これを差し引きますと 31 億 3,546 万円の残高見込み額というふうになります。それから、この事業には国庫補助金 8,000 万円も含んでおります。ほかにスマート放牧管理事業分が 1,923 万 9,000 円、振興基金繰入金 7,320 万円、これが主なものであります。

歳出では、固定資産台帳整備委託料 702 万円、スマート放牧管理事業分が 2,550 万円、防災行政無線移動デジタル化整備工事が 1 億 5,100 万円、渡船事業特別会計に繰出金が 820 万円、これが主なものでありまして、歳出合計額が 28 億 3,240 万円というふうになっております。まだ年度途中で、踏み込んだ比較はできないのでありますが、現時点におきまして地方債残高は 26 年度より 8,734 万 4,000 円減の見込みで、歳出総額は 26 年度、31 億 8,135 万 7,000 円より 3 億 4,895 万 7,000 円少ない見込み額となっております。これはやや評価できる補正予算ではないかと、私自身思っております。

しかしながら、歳出で 3 款、1 項、3 目、19 節の小値賀町シルバーライフサポート給付金は、今回初めての補助金でありまして、その内容が分からない部分を含んでおりまして、問題点、疑問点は否めないものがあります。高齢者所得者 450 名に 5,000 円を支給するという説明であります。その線引きはどうするのか。75 歳以上の支給に対する根拠は何なのか。それから養寿園に入っている人に支給できるのか。こういった諸々の問題に対しまして、十分に説明が不足しておりますので、これはちょっとどうかなというふうに思っているところであります。それから、国はこの消費税の値上げでですね、生活が厳しくなる年金受給者へ増額を検討しておりますので、この給付金は必要性がなくなると考えますと、恒常的な予算は疑問であり、見直しするなり、別の方策を考えてみてはいかかかと、こういうふう思っております。そのことだけ強く提言をいたしまして、私は、議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）について、賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

7 番（宮崎良保） 議長、動議。

議長（立石隆教） 7 番・宮崎議員

7 番（宮崎良保） 私は、議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）について、附帯決議案の動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（宮崎議員、議長へ附帯決議案、提出）

— 休 憩 午 後 1 時 45 分 —

— 再 開 午 後 1 時 45 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ただいま、宮崎議員から附帯決議案が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

附帯決議案の動議を日程第 2 の後に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて、採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程第 2 の後に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、この動議を日程第 2 の後に追加し、追加日程第 1 として議題とすることは、可決されました。

しばらく休憩します。

（追加議事日程表及び附帯決議案、配付）

— 休 憩 午 後 1 時 46 分 —

— 再 開 午 後 1 時 48 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

追加日程第 1、議案第 47 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議案の動議を議題とします。

宮崎議員から、お手元にお配りいたしました附帯決議案が提出されました。

提出者の趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

7 番（宮崎良保） 今、審議した平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）において、議論が集中したのは、小値賀町シルバーライフサポート給付金

である。

我々は、本案は敬老祝金と切り離して考えるべきだとの立場で審議してきました。この給付金は、高齢者の保険料や介護保険料、消費税などの税金の増額により、生活が厳しくなった一定基準以下の公的年金受給者等の生活の支援を目的としております。その目的からいえばこの予算は問題ないものと思うものの、シルバーライフサポート給付金は、次の点から注意を要する。

まず第1点目は、現金支給の問題と金額である。個人への現金支給については、基準をしっかりと決めて歯止めをかけないと、際限なく多方面に影響が及び、人気取りのためにあらゆる対象者に支給するような事態が生じないとも限りません。また金額的にも、年に5,000円で本当に困っている高齢者の支援になるのかとの疑問もあります。

第2点目は、対象者の線引きの問題である。生活に困っている高齢者の把握をどうするのか、申請の仕方に問題はないのか。一定の所得以下という線引きは必要だが、公的年金を60歳から支給を受けた方と65歳から支給を受けた方との間に、また一定の基準額のはざまにある方々、そして75歳との年齢の区切りについて、不平等感が生じないかという問題である。

第3点目は、一定基準以下の収入で厳しい生活を強いられている高齢者の方々に対する抜本的な解決策を考える必要があるが、安易な現金支給により、この問題に取り組む行政の意欲がそがれて、結果、いつまでも本当の解決に繋がらない可能性があるとの危惧である。

第4点目は、国では消費税の値上げにより生活が厳しくなる年金受給者への配慮として、年金の増額を検討しているようだが、その対策がなされた場合、あるいは現金支給ではない高齢者が安心できる対策が講じられた場合には、シルバーライフサポート給付金は必要ではなくなるとの見解が、多くの議員の一致した意見である。

よって本議会は、今回はこの予算を原案可決するものの、シルバーライフサポート給付金の恒常的な予算計上には疑問を持つものであり、次年度及び国の対策が取られた場合においては、その役割は見直す必要があると判断する。

したがって、現金を支給するシルバーライフサポート給付金については、次年度以降の見直しを図るべく、高齢者に対する更なる具体的な政策を講じる努力をすることを求める。

以上、決議する。

平成27年6月23日、小値賀町議会

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

浦 議員

5番(浦 英明) 私は、賛成の立場で討論をいたします。

小値賀町シルバーライフサポート給付金は、後期高齢者の保険料や消費税等の税金の増額により生活が厳しくなる一定基準以下の公的年金受給者等の生活の支援であります。高齢者の生活困窮者の把握をどうするか、どのように線引きするか、申請の仕方に問題はないのか、75歳の区切りは不平等ではないかとの問題が発生してまいります。また、国が消費税値上げにより、生活が厳しくなる年金受給者への配慮として増額を検討していますが、その対策がなされた場合、シルバーライフサポート給付金は必要がなくなると思います。そう考えますと、シルバーライフサポート給付金の恒常的な予算計上には疑問を持つものであり、次年度以降は見直す必要があります。

したがって、私は、議案第47号、平成27年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議案について、賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

議長(立石隆教) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、平成27年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第47号、平成27年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議案について、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第47号、平成27年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第42号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第42号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する

条例案について、ご説明いたします。

国は、3月に国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫補助金等の算出に関する政令の一部を改正する政令を公布しておりますが、それに伴って本条例の一部改正が必要となったものでございます。

条文につきましては、新旧対照表のとおり、第7条、第1項の保健事業にかかる適用法令の条ずれの校正と、併せて文言の修正を行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日を公布の日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第43号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第43号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案の提案理由についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号保険料

を軽減強化に対する改正が行われ、具体的な軽減にかかる基準について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の最低等に関する政令の一部を改正する政令において示されたことにより、第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る規定を制定するものでございまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 3 条の保険料率については、3 月定例会においてご承認いただいておりますが、一番所得が低い階層であります第 3 条、第 1 項第 1 号に掲げる被保険者の保険料率が、今回さらに 0.5 から 0.45 に引き下げられましたので、基準年額 60,840 円でございますが、これに保険料率 0.5 を乗じた額 30,420 円でございますが、今回、同様に 0.45 を乗じた金額 27,370 円に引き下げること、第 2 項として追加をしております。

附則として第 1 条の施行期日で、この条例は公布の日から施行するものとしております。

また、第 2 条の経過措置で、改正後の小値賀町介護保険条例第 3 条第 2 項の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、適用しないとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、小値賀町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 44 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 44 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

議員ご承知のとおり、幼保連携で運営しておりました保育所と幼稚園でございますが、児童福祉の充実のために、平成 27 年 4 月 1 日より、こども園としてスタートしたところでございますが、条例の中に「保育所」という文言が残っているため、「こども園」に変更して整合性を図るものでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 45 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 45 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明をいたします。

議案第 44 号と同様の理由でございます。条例の中に「保育所」「幼稚園」という文言が残っているため、「こども園」に変更して整合性を図るものでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 46 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 46 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、今年度の国民健康保険運営の全体概要と、それにかかる医療費の見込み及び課税標準額が固まりましたので、先日、国民健康保険運営協議会に、国保の運営方針と保険税に関する諮問を行い、その答申を踏まえまして税率を改正いたしたく、提案するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） 概要について説明をいたします。

昨年度は医療給付費が途中から上昇傾向となったために、最終的に基金 3,150 万円を繰り入れいたしました。最終的に繰越金が 1,370 万円程度という見込みであることから、平成 27 年度は保険税が 9,100 万円程度という厳しい運営が予想されます。また一方では、平成 30 年度から国保が都道府県でひとつの保険者となることになっており、保険料の平準化という中で、その対策も頭に入れておく必要があることから、これらのことを運営協議会で審議していただきました。その中で、将来の県単一化を見据えながらの運営を行う必要があるものの、所得が大きく下がっている現状で、保険税の大幅な増額は被保険者に大きな負担になるとのご意見を受けまして、現行税率で試算した場合と必要額の差額 1,600 万円のうち、保険税の引き上げ分を約 700 万円、残りを基金繰り入れ等により対応させていただくということにいたしました。その方針に基づき、今年度の徴収予定額を約 8,200 万円といたした次第でございます。また、高齢化が進む本町においての後期高齢者支援分や介護納付金につきましては、近隣他市町と比較いたしましてもかなり上位となっておりますので、今回は据え置きといたしました。

以上によりまして、医療給付費分のみの所得割、均等割、平等割のそれぞれの税額を改正するものでございます。

それでは、改正の概要について説明いたします。新旧対照表を添付してありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

第 3 条の改正ですが、医療給付費分の所得割額を 100 分の 4.6 から 100 分の 5.6 に改正するものです。

第 5 条の医療給付費分の均等割額は、13,500 円を 16,000 円に改正するものでございます。第 5 条の 2 は、第 1 号の医療給付費分の平等割額 14,000 円を 16,000 円に、第 2 号の特定世帯の軽減分の 7,000 円を 8,000 円に、第 3 号の特定継続世帯分 10,500 円を 12,000 円に、それぞれ改正するものでございます。

第 23 条は、これらに関連した 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減のそれぞれの額の変更でございます。

附則で、条例の適用時期を平成 27 年 4 月 1 日からとし、平成 27 年度国民健康保険税に適用することとしております。

以上で、改正の内容について説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横 山 議 員

6 番（横山弘藏） この改正によってですよ、標準家庭で、その標準家庭は課長

にお任せするとして、どのくらい大体、年間保険料が上がるか教えてください。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

一応、試算した中では、3人世帯、所得が150万というようなことで勘案した時に、2万1,000円程度。同じ世帯で所得が130万円というふうになった場合には1万7,000円程度が年間で上がるような予定であります。今回につきましては、年金のみの低所得の世帯については、軽減がさらに拡大されておりますので、こういう方々についてはあまり上がらないと考えております。

議長（立石隆教） 横 山 議 員

6番（横山弘藏） 基金のほうから700万取り崩すという説明でしたけども、この基金から700万という金額を崩すという根拠というか、何をもってこう決めたのか、その辺をよろしくお願いします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在の税率で試算を行いますと、7,490万程度というような金額になります。昨年度が8,140万ぐらいですので、かなり落ち込むという試算がされております。本来でありますと、9,130万程度必要というような計算でございますが、先ほども申しましたように、所得が下がっている中で一気に上げてしまうと負担が大きいのということで、約半分程度を保険税の上昇で対応していただいて、半分ぐらいを基金から充当すると。それと、あと200万程度は滞納繰越分を的確に徴収するという方針で、今年度は計画をさせてもらおうかなと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

横 山 議 員

6番（横山弘藏） 国民健康保険税は、年間にしたらかなりの額になります。それでおって滞納も結構いると聞いております。値上げするのは簡単にできると思いますけども、上げてもらった町民はですね、「ああ、またか」と、かなり負担を感じると思います。こういう国民健康保険税を上げる時は、そういった意味では基金も結構あると思いますけれども、まあたくさんとは言えませんが、今後、この基金もいずれ他町村と一括になるんですかね。そういう計画もあると聞いておりますので、小値賀町民にとって、一番効率もいい基金の運営を図って、少しでも住民に負担がないように考えてほしいと思っておりますけども、特に、私も前、この審議委員会に入っていたことがあります、やはり漁業関係者とか、結構大変であるという話も聞いておりますので、その辺は担当課長としてどのような見解を持っているか、ご説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

確かに、保険税が上がると負担が増えてきますので、そういう部分では担当としても、十分注意しながら対応する必要があると思っております。基金につきましては、年度末現在で 9,740 万程度ございます。先ほども申しましたように、今の時点では 700 万程度崩そうと思っているところですが、年々、医療費が上がっているという段階です。また医療費が上がりますと、この基金を繰り入れをして補充しなければいけないということが近年続いておりまして、そういうことを考えますと、9,700 万の、現在、基金でございますが、将来的にはかなり厳しくなるのかなと感じております。ただ、議員さんもお存知のように、平成 30 年度から都道府県の国保の一元化といいますか、単一化がありますので、その中においてはですね、保険料の平準化、結局、都道府県での基本的な税率を決めるという方針も国のほうから示されておりますので、やはりそういう部分も考えながら今後、対応していく必要があるかなとは考えております。そのためにはこの基金の運用についてはですね、十分注意しながら対応する必要があると考えます。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 48 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 48 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

現在の「第 3 はまゆう」は、平成 7 年の建造から既に 20 年が経過しております。耐用年数が経過しているのはもちろんですが、エンジン等主要部分に故障がきており、その都度修理をしておりますが、その経費に多額を要しております。またバリアフリーなど、住民のニーズに合った造りになっていないのが現状でございます。平成 26 年度開催の笛吹・大島・野崎航路改善計画にかかる長崎県離島航路対策協議会分科会でもご意見を踏まえ、また、旧野首教会の世界遺産登録に備えて、今回、補正予算を計上するものでございます。

予算の総額は、第 1 条に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,400 万円を増額し、1 億 7,200 万円とするものでございます。

また、第 2 表『地方債』に記載のとおり、9,580 万円を起債することになります。

今回の補正予算の内容ですが、5 頁歳出、1 款・渡船事業費で、町営船「第 3 はまゆう」のリプレイスに伴う新船建造工事請負費 1 億 1,000 万円及び実施設計管理委託料 400 万円計上及びその財源として、上にあります歳入の国庫補助金 1,000 万円と一般会計からの繰入金 820 万円、残りの 9,580 万円を一般交通債と辺地債でそれぞれ 4,790 万円ずつ借り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 2 款・国庫支出金

浦 議員

5 番（浦 英明） 先ほど説明ありましたけれども、この離島航路構造改革補助金 1,000 万円ですね。これは事業費に対する約 10%、1 割のようなんですけども、大変少ないというか、私なりに考えますとですね、何かほかに補助メニューはないんですかね。これ以外に。補助メニューと言いましたけども、例えば、我々が今まで勉強してきた中で、事業効率化への代替建造する場合の経費、これが 10 分の 1 ちゅうことで 10%ですけども、それ以外に 30%とかいうような補助もあったと思いますけども、これらには該当しないのかなとも思いますけども、何かほかに補助メニューがあれば、お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

今回の新船建造につきましては、この国庫補助以外にはメニューはございません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山議員

6番（横山弘藏） 新しいはまゆうになるということで、大変、希望を持ってますけども、世界遺産もこれから、もし決定すれば観光客も増えると思います。それで、この1億1,400万かけてですね、今度は第3じゃなくて第4はまゆうになると思いますけども、その船の、町長が考えている大体の大まかな構想といますかね、そういうのはどういうものか説明できますかね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

その構造につきましては、いみじくも名前は一緒ですけども、今から協議会の中で協議をして進めていこうかと、住民のニーズにも的確に応えるようにやっていきたいと思えます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） そうですね、これから、町長も言いましたようにバリアフリーですね、そういうのも十分配慮していただいて、それからやっぱり思うのですけども、笛吹から野崎に渡る時とかですね、大島に行く時とか、観光客にとっては海の眺めというか、航路の途中も小値賀の良さを発見できるというか、時々、観光客にそういった感想を聞く時があります。そういった意味でですね、今後、設計にあたって、開放的な、ただ客を運ぶというのではなくて、観光者にも喜ばれるような開放的な船を頭に入れてですね、取り組んでほしいと思えますので、その辺、どうですかね。よろしくをお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

この渡船事業につきましては、乗客を安全にそのところに運ぶというのが第一の目的でございますけども、この協議会の中でその辺のところも意見が出ましたら、少しは皆さんで協議しながら配慮していければなと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 浦議員

5番（浦英明） 歳出のほうでそういったことを聞こうかと思ってたんですけども、そういった話が出ておりますんで、内容的にちょっと聞きたいと思えますけども、この供用開始といますか、事業の始まりとそれから終わりですね、こういったのが、大体の青写真で分かれば、説明を願います。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

一応、8月、夏を目処に入札というか、いろいろ協議をしてですね、8月、9月の間に発注できればなと考えておりまして、供用開始といますか、できれ

ば年度内に完成を目指していきたいと考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） その間のはまゆうについては、現在のはまゆうを運航させる
と。代船なんかは予定はしていないということで、よろしいんですか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 今田 議員

1番（今田光弘） 素朴な疑問なのですが、構造等を全然考えてない状態で 1
億 1,000 万というのは、どこから出てきたのか教えてください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） お答えします。

これはですね、一応、構造的にはバリアフリーとか、そういうふうな住民の
ニーズがありますので、そのような造りをする場合はどれだけかかるのかとい
うふうに、一応、3社あたりから見積もりをもらいまして、大体それぐらいだろ
うということで、今回、計上させていただいております。船の大きさが 19 トン
ということと定員が大体 50 名ということで、試算させていただいております。

議長（立石隆教） 今田 議員

1番（今田光弘） ありがとうございます。

現在のはまゆうはその後どうするか、計画はあるんでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 現在のはまゆうにつきましては、買い手がおれば
一応、売却をしたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 4 款・繰 入 金

繰入金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 6 款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・渡 船 事 業 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』についてご質疑願います。 浦 議員

5番(浦 英明) 地方債につきましてははですね、一番最後の頁、6頁に出ておりますけれども、この普通債の中に(1)で、一般交通債といったものがありますけれども、この一般交通債につきましては私、ちょっと勉強不足で分かりませんので、これは4,790万ついておりますけれども、交付税の措置はどのくらいあるのか、そこら辺りについて説明を。

議長(立石隆教) しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 26 分 —

— 再 開 午 後 2 時 26 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

産業振興課長

産業振興課長(西村久之) お答えします。

こういうふうな渡船事業のような公益業で辺地債を借りる場合は、充当率が50%でございます。残りの50%はこの一般交通債を借りることができるということで借りるようにしてありますけれども、これの交付税措置はございません。ただし、これの元利償還をする時に、国・県補助金で元利償還金に対する補助があるということでございます。

ちょっと付け加えますけれども、渡船事業のように公益業で起債を借りる場合は、まあ辺地債を借りることができるんですけども、その充当率が国庫補助残の50%となってるんですね。後の50%をどうするかという時に、この一般交通債を借りることができるんですね。だけどこの一般交通債につきましては、地方交付税措置はございません。ただし、次年度からの元利償還の時に国・県補助金を計算するんですけども、その時に経費として補助率に算入されるということでございます。

議長(立石隆教) よろしいですか。

横 山 議 員

6番(横山弘藏) 一般交通債の今の話ですけども、そうした場合、経費としてと、今、町長も何かごちよごちよと言っておりましたけども、その一般交通債に、仮に国庫補助、何やったかな、交付税措置か、できた場合に、どのくらいの割合ですか。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(西村久之) 先ほども言いましたけども、交付税措置はございません。ないんですけども、次年度からその一般交通債を元利償還する時に、その元利償還金に対して国・県補助金があるということでございます。

(マイクなし「割合は」)

議長（立石隆教） 割合は？

産業振興課長（西村久之） 割合は約 7 割です、4 分の 3 です。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 分からん時は最後まで聞いてもらえれば一番いいんですけど、経費として認めるということは、当然、歳入と歳出の差額を補助金でもらってるわけですね。その時に、当然、借金をしてるわけですから、その返済にかかる部分についても経費として認められるということで、結局は交付税とはまったく関係ないわけですけども。今、ここに国庫補助金がありますよね、運営費の、運営するほうの国庫補助金として認められるということですね。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、発議第 7 号、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

末 永 議 員

3 番（末永一朗） 発議第 7 号、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案の提出理由を説明します。

日本の義務教育は、憲法に基づいて子どもたちに必要な基礎的な資質を培い、未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を担っている。豊かな教育の保障は国の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は、国の

責務である。日本は1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの生徒数が多くなっていることから、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うため、ひとクラス学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した国民からの意見募集では、約6割が小中高の望ましい学級規模として26人から30人を挙げているから、保護者らも30人以下学級を望んでいます。社会状況などの変化は、一人ひとりの子どもに対してきめ細かな対応が必要であります。日本語指導などを必要とする子どもたちや、障がいのある子どもたちへの対応など、また、いじめ、不登校など生徒指導の課題も深刻化しています。子どもたちがどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

しかし教育費は、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政も圧迫し、教育条件も格差が生じています。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。よって、国におかれては、教育の機会均等と水準維持向上をはかる少人数学級の推進と、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算の拡充をはかるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

平成27年6月、長崎県小値賀町議会

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

土川議員

4番（土川重佳） 発議第7号、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書案について、賛成の立場で討論いたします。

義務教育は、憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎知識を養い、心豊かに育てる使命を背負っております。豊かな教育の保障は社会基盤の形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務です。日本はOECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒

数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行う体制ではなく、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。教育予算においても、予算割合はOECD加盟国中、最下位となっております。また、義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げて、自治体の財政を圧迫していることから、私は、提案された教育の機会均等と水準維持向上をはかるための少人数学級の推進と、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元する発議第7号に賛成いたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第7号、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第45条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣へ、それぞれ送付することにいたします。

日程第10、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成27年小値賀町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午 後 2 時 39 分 閉 会 —